⑷　⑴から⑶までにかかわらず、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関において、処置の開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合　　所定点数の100分の40に相当する点数

７　120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号Ｉ００１に掲げる歯髄保護処置（１又は２に限る。）、区分番号Ｉ００４に掲げる生活歯髄切断又は区分番号Ｉ００５に掲げる抜髄を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。

８　区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定する患者であって、同注９に規定する歯科診療特別対応加算１、歯科診療特別対応加算２又は歯科診療特別対応加算３を算定しないものに対して、歯科訪問診療時に処置を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該処置の所定点数に加算する。

イ　区分番号Ｉ００５（３に限る。）に掲げる抜髄又は区分番号Ｉ００６（３に限る。）に掲げる感染根管処置を行った場合　　所定点数の100分の50に相当する点数

ロ　区分番号Ｉ００５（１及び２に限る。）に掲げる抜髄又は区分番号Ｉ００６（１及び２に限る。）に掲げる感染根管処置を行った場合　　所定点数の100分の30に相当する点数

９　区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料及び同注９に規定する歯科診療特別対応加算１、歯科診療特別対応加算２又は歯科診療特別対応加算３を算定する患者に対して、歯科訪問診療時に処置を行った場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当該処置の所定点数に加算する。

イ　処置（区分番号Ｉ００５（１及び２に限る。）に掲げる抜髄、区分番号Ｉ００６（１及び２に限る。）に掲げる感染根管処置、区分番号Ｉ０１７に掲げる口腔内装置、区分番号Ｉ０１７－１－２に掲げる睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置、区分番号Ｉ０１７－１－３に掲げる舌接触補助床及び区分番号Ｉ０１７－１－４に掲げる術後即時顎補綴装置を除く。）を行った場合　　所定点数の100分の50に相当する点数

ロ　区分番号Ｉ００５（１及び２に限る。）に掲げる抜髄又は区分番号Ｉ００６（１及び２に限る。）に掲げる感染根管処置を行った場合　　所定点数の100分の30に相当する点数

10　区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注９又は区分番号Ａ００２に掲げる再診料の注７に規定する地域歯科医療加算を算定した患者に対して、巡回診療時に処置を行った場合は、所定点数の100分の30に相当する点数を、当該処置の所定点数に加算する。ただし、通則第５号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

第１節　処置料

区分

（歯の疾患の処置）

Ｉ０００　単純処置（１歯１回につき）　18点

注　貼薬、仮封及び特定薬剤の費用並びに特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｉ０００－２　咬合調整

１　１歯以上10歯未満　40点

２　10歯以上　60点

Ｉ０００－３　残根削合（１歯１回につき）　18点

注　貼薬、仮封及び特定薬剤の費用並びに特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｉ００１　歯髄保護処置（１歯につき）

１　歯髄温存療法　200点

２　直接歯髄保護処置　154点

３　間接歯髄保護処置　38点

注１　歯髄温存療法を行った場合の経過観察中の区分番号Ｉ０００に掲げる単純処置の費用は、所定点数に含まれる。

２　特定薬剤の費用及び特定保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｉ００１－２　象牙質レジンコーティング（１歯につき）　46点

注　区分番号Ｍ００１の１に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から印象採得までの一連の行為につき１回に限り算定する。

Ｉ００２　知覚過敏処置（１口腔１回につき）

１　３歯まで　46点

２　４歯以上　56点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００２－２　う蝕薬物塗布処置（１口腔１回につき）

１　３歯まで　46点

２　４歯以上　56点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００３　初期う蝕早期充填処置（１歯につき）　134点

注　小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００４　生活歯髄切断（１歯につき）　233点

注１　永久歯の歯根完成期以前及び乳歯の歯髄につき、生活歯髄切断を行った場合は、42点を所定点数に加算する。

２　歯髄保護処置の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００５　抜髄（１歯につき）

１　単根管　234点

２　２根管　426点

３　３根管以上　600点

注１　区分番号Ｉ００１の１に掲げる歯髄温存療法を行った日から起算して３月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、42点、234点又は408点を算定する。

２　区分番号Ｉ００１の２に掲げる直接歯髄保護処置を行った日から起算して１月以内に当該処置を行った場合は、その区分に従い、80点、272点又は446点を算定する。

３　麻酔（通則第７号に規定する麻酔に限る。）の費用（麻酔に当たって使用した薬剤の薬価を除く。）及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００６　感染根管処置（１歯につき）

１　単根管　160点

２　２根管　310点

３　３根管以上　450点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００７　根管貼薬処置（１歯１回につき）

１　単根管　33点

２　２根管　41点

３　３根管以上　57点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００８　根管充填（１歯につき）

１　単根管　72点

２　２根管　94点

３　３根管以上　122点

注　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ００８－２　加圧根管充填処置（１歯につき）

１　単根管　150点

２　２根管　180点

３　３根管以上　230点

注１　区分番号Ｍ０００－２に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の注１により当該管理料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。

２　特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。

３　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして